

旧	新	備考
<p>第 112 条 委託業務計画書</p> <p>1 受託者は、契約締結後 14 日以内（休日等を含む。）に委託業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p>	<p>第 112 条 委託業務計画書</p> <p>1 受託者は、契約締結後 14 日以内（休日等を含む。）に委託業務計画書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>なお、前述に関わらず、債務負担を設定する設計業務等の委託のうち、入札、契約を行う年度内の支出がないものについては、特記仕様書等に定めがある場合を除き、契約締結後、同年の4月1日以降の第 104 条に規定する”業務の着手”までに委託業務計画書を作成し、監督員に提出するものとする。</p>	<p>いわゆる”ゼロ市債を設定している委託”を想定した「委託業務計画書」の取り扱いを追記</p>